

縁(ゆかり)通信

(女性とシニアに役立つ情報をお伝えします)

2月 如月 「一月往ぬる二月は逃げる三月去る」とは、よく言ったものですね、つい先日お正月だった気がしますが、もう2月も終わってしまいそうです。

キーワード 『あとから…ではなく、今でしょ！？』

葬儀後にすぐ必要な手続き(そんなに早く…)

(前回までのあらすじ)四季家の母「花子」が亡くなり、葬儀をあげようと思ったものの宗派が分からないとくにこだわりもないこともあり、葬儀は僧侶など呼ばずに無宗教で行うことになった。

次女の冬子もようやく到着し、僧侶は呼ばず身内だけで葬儀を行うことにしたと説明

すると冬子も『お母さんもそれが良いと言うハズ』と賛成してくれて長女の秋子は気が楽になった。

親戚の中には『お経もあげないのか』と言う声もあったが、無視することにした(笑)

葬儀社「長女さま、役所へ書類を提出して参りました。こちら『火葬許可証』等の書類となります」(父も兄もいるのに、まるで私が喪主みたい!)と秋子は思ったが仕方ない

秋子「ありがとうございます。あわてんぼうだから、無くさないようにしなくっちゃ、なんだか書類がたくさん入っているけど、あとから見よう。」

葬儀社の方にも助けてもらい、四季家は母「花子」との思い出をゆっくり語り最期のお別れをし火葬が終わった。

秋子「ねえ冬子は、しばらくこっちにいられるの？久しぶりにゆっくり出来たらいいな。」

冬子「1週間は、いるつもり。色々手続きとか大変だろうから、手伝うよ。」

秋子「もう急ぐことはないと思うけど…そういうえば、葬儀社さんから封筒もらったんだ！」

封筒の中身を確認してみると『死後の手続き』という用紙が入っていた。

秋子「こんなに、やることあるの！『速やかに』とか『14日以内に』だって…」

冬子「どれどれ？結構やることあるねーでも、もらえるお金もあるみたいだよ。

ところで、お母さんって遺言書は書いてなかったのかな？」

秋子「もらえるものは、もらわなくちゃ。冬子がいるうちに手伝ってね。お母さんが遺言書を書いたって、聞いてないけど…何かあったらノートを見たら良いからって聞いてるだけだよ。」

あたらめて二人でノートを見たが、特に遺言書については書いていなかった。

秋子は、冬子がいて心強いようですね、あわてんぼうのようですから

ニュースレター第7号すぐに必要なのは『死亡診断書』を受けとり『死亡届』を役所へ提出する事をお伝えしましたが、次に必要な手続きは何でしょうか？？？？？

14日(10日)以内にする手続き

(※マイナンバーと基礎年金番号が紐づいている場合は手続きが不要になりました。)

- ① 国民年金の受給停止手続きは14日以内、厚生年金の場合は10日以内に手続きをしなければなりません。(国民年金の加入者の場合は、速やかに届が必要)

「亡くなったはずの両親の年金を何年間も不正受給」届を出さないと、年金が支給され続け、後々問題になることがあります。(そんなつもりじゃなかったのにー👉)

- ② 介護保険の資格喪失手続きも14日以内です。

死亡日によって、保険料が払い過ぎや、不足して納付しなければならないときも！

もらえるお金も！♦♦♦

葬儀費用の負担を軽くするために給付金がもらえます。

期限は2年間ですが、早めにもらっておきましょう。(忘れてしまします)市区町村により必要書類に多少違いがありますが、「葬儀の領収書」は取っておいた方が良いでしょう。

世帯主が亡くなった場合は、要注意！

- ① 世帯主が亡くなった場合には『世帯主の変更届』が必要です。期限は14日以内！

●世帯主が死亡し、15歳以上の方が2人以上残っている場合に届出が必要
★1人暮らし・世帯に残った人が1人だけの場合には、届出は不要



- ② 期限を過ぎると罰則あり

💡 14日以内に届出が必要な人が提出しなかった場合、理由を書いた書類を提出しないと、理由によっては5万円以下のペナルティも…(そんなー👉)

うっかりもらったままになってしまったり、もらい忘れたりしないように気をつけて

気が付いたら遅れないうちに…やるのは『今でしょ！』

次回のテーマは『落ち着いてからの手続き』です。手続きがたくさん👉面倒ですね。。。

【編集後記】

北海道札幌市は3年ぶりの「雪まつり～♪」道内外どころか、海外から多くの観光客が雪像を見に来ました。札幌駅で、久しぶりに多くの人・人・人の波で酔っ払いました(笑)

肝心の雪像を見逃がして寒いので地下を歩く、北海道民(私だけかも)は結構寒がりです👉

発行 行政書士 塩崎由花里事務所

所在地 〒003-0029 北海道札幌市白石区平和通2丁目北1番9号

電話番号 090-8279-6075 011-595-8178 FAX番号 011-595-8179

お問合せメールアドレス info@shiozakiyuari.com HP <https://shiozakiyuari.com/>

遺言書の書き方が知りたい・相続の手続きは誰に頼めば良いのか分からぬ

忙しくて時間がない！ そんな女性とシニアの悩みを解決します！